

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、壬生町教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童生徒を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図り

ます。

- いじめる児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童生徒の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

(1) 児童指導委員会（未然防止・早期発見のための委員会）《定期開催》

児童指導全体の中でいじめをとらえ、情報の交換と共有、未然防止と早期発見のための取組の検討を目的とする。

① 委員

全職員

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針の検討

イ 早期発見対策

- ・ 学校生活に関するアンケートの実施
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応のための委員会）《随時開催》

事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、（スクールカウンセラー、）その他関係の深い教職員

② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ 関係のある児童からの事実関係の聞き取り
（場合によってはアンケートの実施）
- ・ 保護者への連絡
- ・ 壬生町教育委員会への報告（必要に応じて関係機関への連絡）

イ 支援・指導方針と体制の決定

- ・ 学校、学年、学級に対して
- ・ 被害者に対して
- ・ 加害者に対して
- ・ 観衆、傍観者に対して

- ・ 保護者に対して
- ・ 関係機関や地域に対して

3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上
 - 全教職員対象の児童指導に関する校内研修会の実施
- ② いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - 学業指導の充実
 - 道徳教育の充実
 - 特別活動の充実
 - 人権が守られた学校づくりの推進
- ③ 保護者・地域との連携
 - 学校便り、ホームページの活用
- ④ ネットいじめへの対応
 - 携帯電話、スマートフォンの不所持の推進
 - 教科（家庭）や学級活動を活用した、情報モラルの指導
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をもやみに掲載しない指導の徹底
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導の徹底
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導の徹底
 - 保護者への啓発

(2) 早期発見に関する対応

- ① いじめを相談しやすい体制づくり
 - いじめの相談・通報窓口の周知
- ② 情報交換による共有
 - 定期的な児童指導委員会の開催
 - スクールカウンセラーや養護教諭との随時の情報交換
- ③ アンケートの実施
 - 学校生活に関するアンケートの実施
- ④ 教育相談の充実
 - 相談ポストの設置
 - 教育相談週間の設定（年3回）

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ対策委員会による調査
 - 事実関係の把握
 - 壬生町教育委員会への報告

②児童生徒、保護者への支援

- いじめられた児童生徒の保護者及びいじめた児童生徒の保護者に対し、速やかな事実の報告・情報の共有
 - 双方の保護者に対し、いじめの解消のための協力の依頼
 - 双方児童への継続的な指導
 - いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。なお、いじめの解消については、以下の2つの要件が満たされていることとする。
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安に）止んでいること
 - ・いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - いじめの背景も考慮した継続的な指導
 - 児童のための学校と保護者が協力した指導
 - いじめた児童生徒が十分反省し行動を改めることができる、学校と保護者の協力による指導・援助
- ## ③ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- いじめを自分の問題として考えさせる指導
 - いじめは絶対に許されない行為であるという指導
 - いじめを助長する行為は、いじめと同様であるという指導
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つという指導
- ## ④ ネットいじめへの対応
- 当該いじめに関わる情報の削除
 - 必要に応じた所轄警察署への通報と支援要請
- ## ⑤ 警察との連携
- 所轄警察署への通報の検討
- ## ⑥ 解消後の継続的な指導・援助に向けて
- 双方の児童生徒の様子を観察、組織的な指導・援助
 - 双方の児童生徒及び、周りの児童生徒が好ましい集団活動を取り戻すための集団づくり

(4) 重大事態への対応

- ① 壬生町教育委員会への報告と、所轄警察署等への通報
- ② 壬生町教育委員会学校教育課指導主事等を加えたいじめ対策委員会による調査
- ③ いじめを受けた疑いがあると認められた児童生徒及び保護者に対する事実説明
(随時)
- ④ 当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した保護者への説明会の実施
- ⑤ いじめ対策委員会を中心とした再発防止策の作成と実践